

新濃尾（二期）地区

小水力発電ゲート設備製作据付工事

特 別 仕 様 書
(第 1 回変更)

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総則	新濃尾（二期）地区 小水力発電ゲート設備製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。 同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営新濃尾農地防災事業の一環として、小水力発電所のゲートを新設するものである。	
2. 工事場所	愛知県犬山市大字木津及び大字犬山地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) 入口ゲート (〃) 1) 鋼製起伏ゲート（純径間 4.0m×呑口高 2.7m） 1 門 (〃) 2) 油圧ユニット 1 基 (〃) 3) 油圧配管 1 式 (2) 予備ゲート (〃) 戸当り 1 門 (3) スライドゲート (〃) 鋼製ゲート（純径間 0.5m×呑口高 0.50m） 1 門 (4) フラップゲート (〃) 鋼製ゲート（φ500 用） 1 門 (5) 電気設備 (〃) 入口ゲート操作盤 1 面 (一) 流量計 1 台 (〃) (6) 既設油圧配管撤去・復旧 1 式	追加
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	(1) 本工事の施工範囲は、設計図書に示す設備の設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。 (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。） 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事 3) 4) 責任分界点までの引き込み外線工事 5) 屋内外照明設備工事 6) 建築工事	削除

項 目	内 容	備考
第3章 施工条件		
1. 共通	本工事は、河川内工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。	
2. 工程制限	河川内工事及び水路内工事は、次に示す期間内に施工しなければならない。 (1) 河川内工事 令和5年10月1日～令和6年3月26日 (2) 水路内工事（関連工事で仮締切設置） 令和5年10月16日～令和6年3月5日	変更
3. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている338日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和6年3月26日（工事完了期限）まで	変更
4. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
5. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等を月当り標準13日見込んでいる。（なお、休日等は土曜日、日曜日・祝日・夏季休暇・年末年始休暇を含んでいる。）	
6. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。	
7. 現場技術員	本工事は、共通仕様書（施）第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。	
第4章 現場条件		
1. 関連工事等	本工事に近接して次に示す工事等を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者等と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。	

項 目	内 容		備考		
	工 事 名	施工予定時期	変更		
	新濃尾（二期）農地防災事業 小水力発電施設建設工事	令和3年7月～令和6年3月			
	新濃尾（二期）農地防災事業 小水力発電機械設備製作据付工事	令和3年12月～令和6年3月			
	新濃尾（二期）農地防災事業 小水力発電除塵設備他製作据付工事	令和4年9月～令和6年3月			
	新濃尾（二期）地区 小水力発電水管理システム製作据付工事	令和5年8月～令和6年7月			
	新濃尾（二期）地区 小水力発電施設建築工事監理業務	令和5年6月～令和6年3月			
2. 管理水位	犬山頭首工上流の管理水位は、EL=37.00m～37.40mであるが、関係機関及び施設管理者の都合により変更する場合がある。				
3. 搬入路	現場への搬入路となる管理用道路の幅員は3.2mである。				
4. 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。				
5. 関係機関との調整	本工事の施工に際し、作業計画（作業工程・作業内容等）について、監督職員とともに犬山頭首工管理所職員と調整するものとする。				
6. 防災対策	本工事の施工に当たっては、気象予報等（河川管理者の情報）を的確に把握し、特に河川水位（流量）の上昇に対しては、十分な注意を払うとともに、関連工事の受注者間での防災体制を確立しておかなければならない。 なお、工事期間中、高水時における退避基準は、以下のとおりとする。 退避基準：今渡ダム（72.7k 付近）放流量 2,000 m ³ /s また、関連工事と相互に調整し、避難経路の計画を樹立しておかなければならない。				
7. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。				
	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
	作動油	(株)ゼンユー 半田事業所	愛知県半田市 日東町1-1	9:00～16:30	再資源化 施設業者
第5章 提出図書等					
1. 提出図書	共通仕様書（施）第1章1-1-5に示す施工計画書、第1章1-1-6に示す承諾図書、第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図はA4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに、次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し、提出するものとする。				

項 目	内 容	備考								
1. 提出図書	施 工 計 画 書 1 部 承 諾 図 書 1 部 完 成 図 書 2 部 施 工 図 1 部 なお、完成図書及び施工図の内容、結果等については監督職員と打合せの上、作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合は、その都度、提出するものとする。									
2. 承諾図書	共通仕様書（施）第 1 章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図は、監督職員が指定する期日までに提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から 14 日以内に文書で通知するものとする。									
第6章 仮設										
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。									
2. 金属類受入地	本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示すとおり確保しており、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。 なお、金属類は受入地に搬出する前に重量を量り、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在</td><td>搬出予定金属類</td><td>摘要</td></tr><tr><td>小牧下末仮置場</td><td>小牧市下末地内</td><td>既設油圧配管</td><td>撤去物</td></tr></table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	既設油圧配管	撤去物	
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要							
小牧下末仮置場	小牧市下末地内	既設油圧配管	撤去物							
第7章 工事用地等										
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、犬山頭首工管理敷地内である。									
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項 1 以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。									
第8章 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資 料 名 平成 29 年度 新濃尾（二期）地区 小水力発電設備実施設計他総合技術業務報告書 令和元年度 新濃尾（二期）地区 小水力発電設備補足設計総合技術業務報告書 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 新濃尾農地防災事業所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく、他に公表してはならない。									
第9章 試運転調整等	本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金、使用料金）は受注者において負担する。 なお、試運転調整の実施にあたっては、事前に詳細な実施計画書を作成し監督職員に提出して承諾を得るものとする									

項 目	内 容	備 考
第10章 設計		
1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。	
2. 設計諸元	本施設における設計条件は次のとおりである。 (1) 設計基本条件（水門設備） 1) 入口ゲート ① 形 式 鋼製起伏式 ② 構 造 プレートガーダ構造 ③ 純 径 間 4.0m ④ 呑 口 高 2.7m ⑤ 敷 高 EL34.300m ⑥ 起 立 角 度 75 度 ⑦ 門 数 1 門 ⑧ 設 計 水 位 前面 EL40.62m 後面 EL34.30m ⑨ 操 作 水 深 前面 2.77m 後面 0.00m ⑩ 水 密 方 式 後面四方ゴム水密 ⑪ 開 閉 装 置 形式 油圧シリンダ（複動）式 揚程 全閉から全開まで 0m～2.7m 速度 全開から全閉まで 2分以内 全閉から全開まで 9分以内 ⑫ 駆 動 装 置 油圧ユニット（電動ポンプ駆動） ⑬ 操 作 方 式 機側（開閉所） ⑭ 制 御 方 式 自動・手動 ⑮ 許容応力等 鋼構造物計画技術指針（水門扉編） 2) スライドゲート ① 形 式 ステンレス製 スライドゲート（内ネジ式） ② 純 径 間 0.500m ③ 呑 口 高 0.500m ④ フレーム高 3.240m ⑤ 門 数 1 門 ⑥ 設 計 水 深 前面 3.2m 後面 0.0m ⑦ 水 密 方 式 後面四方ゴム水密 ⑧ 操 作 方 式 手動（着脱式延長ハンドル） 3) フラップゲート ① 形 式 フラップゲート ② 口 径 φ500 用 ③ 門 数 1 門 ④ 設 計 水 深 前面 6.82m 後面 0.0m	

項 目	内 容	備 考																																																		
3. 材料	4) 刃型堰 ①形 式 刃型堰 ②門 数 1 門 ③設 計 水 深 前面 0.65m 後面 0.00m																																																			
	主要材料は JIS 規格品、又は同等品以上とし、主要箇所の使用材料は構造計算の結果、決定する。なお、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し監督職員の承諾を受ける。																																																			
	(1) 水門設備 (入口ゲート)																																																			
	<table><tr><th colspan="2">主要部材名</th><th>材 質</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="7">扉体</td><td>スキンプレート</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>桁材</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>ライナー</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>支圧板</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>水密ゴム押板</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>水密ゴム</td><td>合成ゴム (CR)</td><td></td></tr><tr><td>ボルト・ナット</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">戸当り</td><td>露出部</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>埋設部</td><td>SS400</td><td></td></tr><tr><td>ヒンジ・アンカー</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">開閉装置 架台</td><td>シリンダ取付台</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>補強板</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">油圧配管</td><td>油圧配管</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>油圧用管フランジ</td><td>SUS304</td><td></td></tr></table>		主要部材名		材 質	備 考	扉体	スキンプレート	SUS304		桁材	SUS304		ライナー	SUS304		支圧板	SUS304		水密ゴム押板	SUS304		水密ゴム	合成ゴム (CR)		ボルト・ナット	SUS304		戸当り	露出部	SUS304		埋設部	SS400		ヒンジ・アンカー	SUS304		開閉装置 架台	シリンダ取付台	SUS304		補強板	SUS304		油圧配管	油圧配管	SUS304		油圧用管フランジ	SUS304	
	主要部材名		材 質	備 考																																																
	扉体	スキンプレート	SUS304																																																	
		桁材	SUS304																																																	
		ライナー	SUS304																																																	
		支圧板	SUS304																																																	
		水密ゴム押板	SUS304																																																	
		水密ゴム	合成ゴム (CR)																																																	
		ボルト・ナット	SUS304																																																	
	戸当り	露出部	SUS304																																																	
		埋設部	SS400																																																	
		ヒンジ・アンカー	SUS304																																																	
開閉装置 架台	シリンダ取付台	SUS304																																																		
	補強板	SUS304																																																		
油圧配管	油圧配管	SUS304																																																		
	油圧用管フランジ	SUS304																																																		
(2) 水門設備 (予備ゲート)																																																				
<table><tr><th colspan="2">主要部材名</th><th>材 質</th><th>備 考</th></tr><tr><td>戸当り</td><td>戸当り金物</td><td>SUS304</td><td></td></tr></table>		主要部材名		材 質	備 考	戸当り	戸当り金物	SUS304																																												
主要部材名		材 質	備 考																																																	
戸当り	戸当り金物	SUS304																																																		
(3) 水門設備 (スライドゲート)																																																				
<table><tr><th colspan="2">主要部材名</th><th>材 質</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="5">扉体</td><td>スキンプレート</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>桁材</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>支圧板</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>水密ゴム押板</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>水密ゴム</td><td>合成ゴム (CR)</td><td></td></tr><tr><td>戸当り</td><td>戸当り金物</td><td>SUS304</td><td></td></tr></table>		主要部材名		材 質	備 考	扉体	スキンプレート	SUS304		桁材	SUS304		支圧板	SUS304		水密ゴム押板	SUS304		水密ゴム	合成ゴム (CR)		戸当り	戸当り金物	SUS304																												
主要部材名		材 質	備 考																																																	
扉体	スキンプレート	SUS304																																																		
	桁材	SUS304																																																		
	支圧板	SUS304																																																		
	水密ゴム押板	SUS304																																																		
	水密ゴム	合成ゴム (CR)																																																		
戸当り	戸当り金物	SUS304																																																		
(4) 水門設備 (フラップゲート)																																																				
<table><tr><th colspan="2">主要部材名</th><th>材 質</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">扉体</td><td>本体</td><td>SUS304</td><td></td></tr><tr><td>弁板</td><td>SUS304</td><td></td></tr></table>		主要部材名		材 質	備 考	扉体	本体	SUS304		弁板	SUS304																																									
主要部材名		材 質	備 考																																																	
扉体	本体	SUS304																																																		
	弁板	SUS304																																																		
第11章 構造及び製作																																																				
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、「共通仕様書 (施)」第 2 章「機器及び材料」及び第 4 章「水門設備」及び第 12 章「電気設備」によるものとする。																																																			

項 目	内 容	備考
2. 製作	(2) 本設備の構造及び製作は、「共通仕様書（施）」第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。 (3) 構造及び製作は、設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとする。 (4) 使用する機器、部品等は日本国内で調達可能なものとする。(5) 使用する外注品は、J I S又はその他の関係する規格、基準に合格した機器を使用し、その構造、性能、機能について請負者は責任を持つものとする。 (6) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。 (7) 水門設備主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計とする。	
	(1) 入口ゲート 1) 扉体 ①入口ゲートの扉体は下流部にスキンプレーートを配置し主桁及び補助桁により構成されるプレートガード構造（縦主桁形）とする。 ②側部水密ゴム、上・下部水密ゴムはP形の合成ゴム（CR）製とし、扉体後面側において四方水密により完全止水する構造とする。 2) 戸当り ①戸当り金物のコンクリート埋設部は一般構造用鋼材とし、それ以外はステンレス鋼材を使用するものとする。また、戸当り金物は箱抜き内の差し筋に確実に固定させて作用荷重をコンクリート構造物に伝達する構造とする。 3) 開閉装置 ①開閉装置は入口ゲートの開閉に必要なシリンダ軸力を扉体に取り付けられたシリンダ受ローラに伝達して開閉する方式とする。 ②開閉装置取付部については、シリンダ反力に対する土木構造の安全等を確認するため、コンクリートの圧縮強度及び有害なクラック等の調査を行うものとし、強度不足が想定される場合は、速やかに対応策を検討し監督職員と協議する。 ③油圧配管の製作は、油圧ユニット室から油圧シリンダまでとする。 ④油圧配管はステンレス管とし、配管内部の圧力及び外部からの衝撃に対して安全なものとする。 ⑤油圧配管サポート及びカバーは配置場所の状況にあった構造のものを製作するものとする。 ⑥商用電源停電時はアキュムレータ電磁弁が開き油圧で入口ゲート閉操作が出来る構造とする。 なお、アキュムレータ電磁弁は、2 個を交互に全閉し、48 時間ごとに切り替える構造とする。	追加
	(2) 予備ゲート 1) 戸当り 戸当り金物はステンレス鋼材を使用するものとする。また、戸当り金物は箱抜き内の差し筋に確実に固定させて作用荷重をコンクリート構造物に伝達する構造とする。 (3) スライドゲート 1) 扉体 水密ゴムは合成ゴム製とし、扉体後面側（下流側）において四方水密により完全止水する構造とする。 2) 操作方式 操作方式は、脱着式延長ハンドルにより内ネジベベル式巻上機による手動開閉操作とする。	

項 目	内 容		備考																																					
3. 機器仕様	(4) フラップゲート																																							
	1) 扉体 弁体は、流入水路放流管からの水圧により自動で開き、弁体の自重及び余水吐放流水路からの逆圧が生じた場合は閉じる構造とする。																																							
	本工事で使用する機器の仕様は以下のとおりとする。																																							
	(1) 入口ゲート設備																																							
	1) 開閉装置（油圧シリンダ）																																							
	<table><tr><td colspan="2">項 目</td><td>規格・仕様</td></tr><tr><td colspan="2">形 式</td><td>複動ピストン式／クレビス形</td></tr><tr><td colspan="2">ストローク</td><td>950mm</td></tr><tr><td colspan="2">使用圧力</td><td>14MPa</td></tr><tr><td rowspan="2">径</td><td>ピストンロッド</td><td>外径 φ 200</td></tr><tr><td>シリンダチューブ</td><td>内径 φ 300</td></tr><tr><td rowspan="2">材質</td><td>ピストンロッド</td><td>SUS304N2（硬質クロムメツキ仕上げ）</td></tr><tr><td>シリンダチューブ</td><td>STKM13A（エポキシ 2 層＋フッ素 2 層）</td></tr><tr><td colspan="2">付属設備</td><td>フレキシブルホース、カップリング、ボルトナット、その他必要なもの一式</td></tr><tr><td colspan="2">数 量</td><td>1 基×1 門</td></tr></table>			項 目		規格・仕様	形 式		複動ピストン式／クレビス形	ストローク		950mm	使用圧力		14MPa	径	ピストンロッド	外径 φ 200	シリンダチューブ	内径 φ 300	材質	ピストンロッド	SUS304N2（硬質クロムメツキ仕上げ）	シリンダチューブ	STKM13A（エポキシ 2 層＋フッ素 2 層）	付属設備		フレキシブルホース、カップリング、ボルトナット、その他必要なもの一式	数 量		1 基×1 門									
	項 目		規格・仕様																																					
	形 式		複動ピストン式／クレビス形																																					
	ストローク		950mm																																					
	使用圧力		14MPa																																					
	径	ピストンロッド	外径 φ 200																																					
		シリンダチューブ	内径 φ 300																																					
	材質	ピストンロッド	SUS304N2（硬質クロムメツキ仕上げ）																																					
		シリンダチューブ	STKM13A（エポキシ 2 層＋フッ素 2 層）																																					
	付属設備		フレキシブルホース、カップリング、ボルトナット、その他必要なもの一式																																					
数 量		1 基×1 門																																						
2) 油圧ユニット																																								
<table><tr><td colspan="2">項 目</td><td>規格・仕様</td></tr><tr><td colspan="2">形 式</td><td>タンク搭載型油圧ユニット</td></tr><tr><td colspan="2">定格圧力</td><td>14MPa</td></tr><tr><td colspan="2">構 造</td><td>全面扉付き鋼製カバー</td></tr><tr><td colspan="2">台 数</td><td>1 基</td></tr><tr><td colspan="2">油タンク</td><td>ステンレス製、容量 400 L</td></tr><tr><td rowspan="2">電 源</td><td>動力</td><td>AC200V 60Hz</td></tr><tr><td>制御</td><td>AC100V 60Hz</td></tr><tr><td rowspan="2">油圧ポンプ</td><td>型式</td><td>電動歯車ポンプ</td></tr><tr><td>作動油</td><td>ISO VG32 相当品</td></tr><tr><td rowspan="3">電 動 機</td><td>型式</td><td>全閉防まつ型</td></tr><tr><td>出力</td><td>11kW×6P</td></tr><tr><td>起動</td><td>直入れ</td></tr><tr><td colspan="2">付属設備</td><td>フレキシブルホース、カップリング、ボルトナット、その他必要なもの一式</td></tr></table>			項 目		規格・仕様	形 式		タンク搭載型油圧ユニット	定格圧力		14MPa	構 造		全面扉付き鋼製カバー	台 数		1 基	油タンク		ステンレス製、容量 400 L	電 源	動力	AC200V 60Hz	制御	AC100V 60Hz	油圧ポンプ	型式	電動歯車ポンプ	作動油	ISO VG32 相当品	電 動 機	型式	全閉防まつ型	出力	11kW×6P	起動	直入れ	付属設備		フレキシブルホース、カップリング、ボルトナット、その他必要なもの一式
項 目		規格・仕様																																						
形 式		タンク搭載型油圧ユニット																																						
定格圧力		14MPa																																						
構 造		全面扉付き鋼製カバー																																						
台 数		1 基																																						
油タンク		ステンレス製、容量 400 L																																						
電 源	動力	AC200V 60Hz																																						
	制御	AC100V 60Hz																																						
油圧ポンプ	型式	電動歯車ポンプ																																						
	作動油	ISO VG32 相当品																																						
電 動 機	型式	全閉防まつ型																																						
	出力	11kW×6P																																						
	起動	直入れ																																						
付属設備		フレキシブルホース、カップリング、ボルトナット、その他必要なもの一式																																						
3) 計測装置																																								
<table><tr><td>項 目</td><td>規格・仕様</td><td>備考</td></tr><tr><td>開度発信器</td><td>アブソコーダ式水中型 測定範囲：0～100%</td><td>1 台</td></tr></table>			項 目	規格・仕様	備考	開度発信器	アブソコーダ式水中型 測定範囲：0～100%	1 台																																
項 目	規格・仕様	備考																																						
開度発信器	アブソコーダ式水中型 測定範囲：0～100%	1 台																																						
第12章 運転操作 ・制御方式																																								
1. 運転管理	横揺き式除塵機の運転管理の内容は別添 1 「管理項目表」のとおりとする。																																							

項 目	内 容	備考								
第13章 電気通信 設備 1. 一般事項	なお、将来は遠方から集中監視して操作を行う予定であるため、別添1「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設けるものとする。									
	(1) 受電設備、動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書（令和元年7月農林水産省農村振興局）」に準ずるものとする。各設備・機器・器具毎の仕様・適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。									
	(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。									
	(3) 外部から引込み又は引出す電線管・信号線等の接続部には避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。									
2. 設計諸元	(4) 回路構成等									
	1) 主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。									
	2) 盤内照明は蛍光灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。									
	3) 操作小扉のドアスイッチで機側、遠方の切り替えを行う。									
3. 設備概要	4) 雷対策を十分施すものとする。									
	(5) 指示計及び表示灯									
	1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモーターごとに対応させる。									
	2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。									
4. 負荷設備等	3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。									
	(6) 予備品及び付属品									
	1) リレー類 現用の各種毎に1個									
	2) ランプ、ヒューズ 現用の100%（LEDは20%）									
3. 設備概要	3) 保守点検工具 1式									
	4) 予備品箱 1式									
	本施設における設計条件は次の通りである。									
	(1) 環境条件									
4. 負荷設備等	<table><tr><td>機器区分 項目</td><td>屋内機器 (入口ゲート操作盤)</td></tr><tr><td>温 度</td><td>5～40℃</td></tr><tr><td>相対湿度</td><td>30～80%</td></tr><tr><td>耐 震 (許容加速度)</td><td>水平：0.3・G(m/s2) 垂直：0.15・G(m/s2) (地表)</td></tr></table>	機器区分 項目	屋内機器 (入口ゲート操作盤)	温 度	5～40℃	相対湿度	30～80%	耐 震 (許容加速度)	水平：0.3・G(m/s2) 垂直：0.15・G(m/s2) (地表)	
	機器区分 項目	屋内機器 (入口ゲート操作盤)								
	温 度	5～40℃								
	相対湿度	30～80%								
耐 震 (許容加速度)	水平：0.3・G(m/s2) 垂直：0.15・G(m/s2) (地表)									
電源は関連工事で施工する開閉所内の所内変圧器盤より供給する。										
(1) 入口ゲート										
1) 入口ゲート操作盤										
4. 負荷設備等	①形 式 自立閉鎖型 1面									
	②使用場所 屋内									
	③材 質 SS400									
	④用 途 入口ゲート 1門									
4. 負荷設備等	⑤盤面取付器									
	ア) 交流電流計									
	イ) 交流電圧計									
	ウ) 開度指示計									
4. 負荷設備等	エ) 流量表示器	変更								

項 目	内 容	備考
5. 計装設備	オ) 状態表示器 カ) 故障表示器 キ) 操作スイッチ ク) その他必要なもの ⑥ 盤内取付器 ア) 配線用遮断器イ) 漏電遮断器 ウ) 電磁接触器 エ) 3 E リレー オ) カレントコンバータ カ) 接点溶着検出器 キ) サーキットプロテクタ ク) 進相コンデンサー ケ) 補助リレー コ) 変流器 サ) 零相変流器 シ) 漏電遮断器 ス) 流量制御装置 セ) 避雷器 ソ) スペースヒータ タ) 盤内照明 チ) その他必要なもの	
	(1) 流量計 1) 測定対象 河川水 2) 水路形状 矩形 (水路幅 : 8000 mm、水路高さ : 3200 mm) 3) 測定可能範囲 ① 流量 0～満水位流量 ② 流速 0～10m ³ /s ③ 水位 0～5m 4) 測定方法 ① 流量 流速水位演算方式 ② 流速 超音波パルス伝搬時間差方式 ③ 水位 拡散型半導体圧力センサ方式 5) 測定精度 ① 流量 ±3% (FS) ② 流速 ±1%RD (0.8m/s 以上)、±8 mm/s (0.8m/s 未満) ③ 水位 ±0.3% (FS) 6) 出力信号 ① 瞬時流量 DC4～20mA ② 流速 DC4～20mA ③ 水位 DC4～20mA ④ 積算流量 無電圧接点信号	追加
第14章 塗装 1. 一般事項	(1) 購入品の塗装はメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員と協議するものとする。 なお、電気盤の塗装色は、5 Y 7 / 1 とする。 (2) ステンレス部材については酸洗いを十分に行うものとする。 (3) 塗装は、各部の塗装仕様により施工するものとし、工場出荷から現場搬入・据付にあたり塗膜の損傷が生じた場合は、正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。	

項 目	内 容	備考																											
2. 施工方法	(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。 (2) 現場溶接及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。																												
3. 塗装仕様	(1) 開閉装置（シリンダチューブ、地上露出部）の塗装仕様は下記のとおりとする。 <table><tr><th>施工場所</th><th>工程</th><th>塗料名</th><th>標準膜厚 (μm)</th><th>塗装方法</th></tr><tr><td rowspan="5">工場</td><td>素地調整</td><td>1 種ケレン</td><td></td><td rowspan="5">エアレススプレー</td></tr><tr><td>第 1 層 (下塗り)</td><td>弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料 下塗り</td><td>80</td></tr><tr><td>第 2 層 (下塗り)</td><td>弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料 下塗り</td><td>80</td></tr><tr><td>第 3 層 (中塗り)</td><td>弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り</td><td>40</td></tr><tr><td>第 4 層 (上塗り)</td><td>弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り</td><td>30</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>230</td><td></td></tr></table>	施工場所	工程	塗料名	標準膜厚 (μm)	塗装方法	工場	素地調整	1 種ケレン		エアレススプレー	第 1 層 (下塗り)	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料 下塗り	80	第 2 層 (下塗り)	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料 下塗り	80	第 3 層 (中塗り)	弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り	40	第 4 層 (上塗り)	弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り	30	合計			230		
施工場所	工程	塗料名	標準膜厚 (μm)	塗装方法																									
工場	素地調整	1 種ケレン		エアレススプレー																									
	第 1 層 (下塗り)	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料 下塗り	80																										
	第 2 層 (下塗り)	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料 下塗り	80																										
	第 3 層 (中塗り)	弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り	40																										
	第 4 層 (上塗り)	弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り	30																										
合計			230																										
第15章 据付																													
1. 一般事項	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。 据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第 13 節及び第 7 章第 5 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。																												
2. 据付基準点	本工事の据付基準点は、図面に示す K-4-2(EL=41.675m) 及び T.1-12(EL=38.243m)を使用するものとする。 なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。																												
3. 機械設備	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮するものとする。 (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。																												
4. 電気設備	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮するものとする。 (2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示す S クラスとする。																												

項 目	内 容	備考																						
5. 据付材料	(3) 電線は電線管内配線を原則とする。 (4) 配線は動力用と信号・計装用を分離するものとする。 (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。																							
	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																							
	(1) 規格及び品質 本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。																							
	1) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。																							
	<table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スラブ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメント の種類</th><th>使用 目的</th></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>24</td><td>12</td><td>25</td><td>55 以下</td><td>NN・BB</td><td>二次 コンクリート</td></tr></table>		種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用 目的	鉄筋コンクリート	24	12	25	55 以下	NN・BB	二次 コンクリート								
	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用 目的																	
	鉄筋コンクリート	24	12	25	55 以下	NN・BB	二次 コンクリート																	
	(2) 見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。																							
	<table><tr><th>据付材料名</th><th>提出資料</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>配合計画書、試験成績書</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>電線管、電線等</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>油圧配管等</td><td>カタログ</td></tr></table>		据付材料名	提出資料	コンクリート	配合計画書、試験成績書	アンカーボルト	カタログ、試験成績書	電線管、電線等	カタログ	油圧配管等	カタログ												
	据付材料名	提出資料																						
コンクリート	配合計画書、試験成績書																							
アンカーボルト	カタログ、試験成績書																							
電線管、電線等	カタログ																							
油圧配管等	カタログ																							
6. 特定建設資材の分別解体等																								
本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																								
<table><tr><th></th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他(電気設備) ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>			工程	作業内容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他(電気設備) ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	工程	作業内容	分別解体等の方法																					
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
	⑥その他	その他(電気設備) ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
第16章 試験及び検査																								
1. 検測又は確認	(1) 本工事の施工段階は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1) 施設機械工事等																							

項 目	内 容					備考
	工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考
	水門設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節及び第8章第1節「直接測定による出来形管理」から抜粋	施設機械工事等施工管理基準第1章総則第1節総則による	○	
		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」から抜粋		○	
	電気設備	出来形管理	ア) 図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付けられていること。 イ) 据付水平度が許容値内であること。 ウ) アンカーボルト堅固に固定されていること。 アンカーボルトねじ部の先端が、ナットの上からねじ山が2～3山以上（目安）確保されていること。	現場据付時	○	
2. 中間技術検査	(2) (1) の1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。 (1) 発注者から監督職員を通じて中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 (2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 (5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。					
第17章 施工管理等						
1. 主任技術者等の資格	主任技術者等の資格は入札公告の要件とし、競争参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者でなければならない。					
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。					

項 目	内 容	備考
3. 情報共有システム	(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。 (2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」)によるものとする。	
4. 工事写真における黒板情報の電子化について	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。	
(1) 使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。	
(2) 機器等の導入	1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い	1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	
(4) 写真の納品	受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第18章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第29条によるものとするが、異常出水については今渡ダム放流量(※犬山頭首工より上流) 2,000 m³/s 以上と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。	

項 目	内 容	備考
第19章 公共事業 関係調査に 対する協力	(1) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員から通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。 調査票は、工事完成後、速やかに監督職員の指示に従い提出するものとする。 また、調査票の聴き取り調査等を実施する場合は、これに協力するとともに、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。	追加
第20章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整によるもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正によるもの (5) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 (6) 遠隔確認の試行を行う場合 (7) その他、本仕様書に定めのないもの	
第21章 その他 1. 契約後VE提 案	(1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の意義及び範囲 ①VE 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。 ②ただし、次の提案はVE 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く、工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) VE提案書の提出 ①受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（土）様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ②発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。	

項 目	内 容	備考
2. 電子納品 3. 高度技術・ 創意工夫・社 会性等に関す る実施状況	③受注者は、VE 提案を契約締結の日より原則として当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE提案の採否等 ①発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（土）様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 ②また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。 (5) VE提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 工事完成図書を共通仕様書（土）第 1 編 1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副 2 部 ・ 工事完成図書の出力 1 部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出できるものとする。	

項 目	内 容	備考
4. 工事付属品	本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。 なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数に含まないものとする。	
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。	
6. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
7. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 （1）工事円滑化会議 工事着手時及び新工種発生時等において、主任監督員の主催により、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 （2）設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、主任監督員の主催により、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。	

項 目	内 容	備考
8. 現場環境の改善の試行	(3) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、東海農政局地方参事官を議長とし、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催を決定する。 (4) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。 (5) 打合せ内容の確認 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備	

項 目	内 容	備考
9. 週休 2 日による施工	チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） (2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 ※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所にて計上できるものとする。 (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。 (1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休 2 日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休 2 日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (4) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、週休 2 日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。	

項 目	内 容			備考
10. 週休 2 日制 の促進	②受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。			
	③監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。			
	④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。			
	⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。			
	(5) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。			
	(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。			
	①現場の閉所状況			
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上25%未満
	労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03	
現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04	
②補正方法				
当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4 週 6 休に満たないもの及び工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。				
(1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。				
(2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。				
①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。				

項 目	内 容	備考
	○監督職員用 【働き方改革】 ☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ②現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、の両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐ 休日の確保を行った。 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕 ○事業（務）所長用 ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。〕 ③現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1 点を加点評価する。 ○事業（務）所長用 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
11. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。	

項 目	内 容	備考
	$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$ ※ 補正係数：1.2	
13. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等	(1) 工事で使用する資材等、の納期への影響に対する対応について 受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上 受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。 ①現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入またはリース費用 ②現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入またはリース費用 ③遠隔確認やテレビ会議等のための機材及び通信費 ④その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用	
14. 法定外の労働保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。	
15. 1日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	

項 目	内 容	備考
16. 再生資源利用（促進）計画の現場掲示	（１）再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 （２）再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	
第22章 定めなき事項	（１）契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 （２）この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
森 重樹 殿

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）地区 小水力発電ゲート設備製作据付工事
工 事 場 所	愛知県犬山市大字木津及び大字犬山地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

【別添1 管理項目表】

○：監視・制御、△：機側操作盤操作(現場)

局名 （施設名）	本工事対象項目	管理項目	設置		データ入出力受け渡し条件					伝送		開閉所				中央管理所				土地改良区				頭首工管理所		処理																
			台数	1台当たりデータ量	合計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 【設定範囲】	搬送		表示		操作・制御		表示端末		操作・制御		表示端末		操作・制御		表示端末		記録処理		警報処理		情報配信		備考										
										T	T	デジタル（数値）	状態表示	警報表示	カメラ画像	カメラ操作	手動操作	設定値制御	デジタル（数値）	状態表示	警報表示	カメラ画像	カメラ操作	手動操作	デジタル（数値）	状態表示	警報表示	カメラ画像	カメラ操作	手動操作	デジタル（数値）		状態表示	警報表示	日報記録	月報記録	故障	状態記録	可聴警報（※1）	外部端末		
	発電機 自動運転	1	2	2	無電圧瞬時a接点						△																							自動運転開始、停止								
	発電機 非常停止	1	1	1	無電圧瞬時a接点				○			○		○					○								○	BL		○				水位37.0m以上 入口ゲート全閉								
	発電機 非常停止	1	1	1	無電圧瞬時a接点				○				○		○				○								○	BL		○				水位35.7m以下 入口ゲート全閉								
	発電機 非常停止	1	1	1	無電圧瞬時a接点				○			△			○				○			○						○	BL		○				入口ゲート全閉							
	発電使用水量	1	1	1	DC4～20mA		m3/s	**、**～**、**	○	○				○					○						○	○						○										
	発電使用水量	1	1	1	積算パルス		m3	1m3/P	○	○				○					○						○	○						○										
	発電機流入水位	1	1	1	DC4～20mA		EL.m	**、**～**、**	○	○				○					○						○	○						○										
	発電量	1	1	1	DC4～20mA		kW	**、**～**、**	○	○				○					○						○	○						○										
	発電量	1	1	1	積算パルス		kWh	1kW/P	○	○				○					○						○	○						○										
	発電機状態1	1	2	2	無電圧連続a接点				○			○							○									○				○			自動、手動							
	発電機状態2	1	2	2	無電圧連続a接点				○			○							○									○				○			運転、停止							
	発電機故障1	1	2	2	無電圧連続a接点					○									○									○	○	BL		○			非常停止、重故障							
	発電機故障2	1	1	1	無電圧連続a接点				○																						BZ		○		軽故障							
小水力発電施設	○ 入口ゲート操作	1	3	3	無電圧連続a接点							△																							開、閉、停							
	○ 入口ゲート開度	1	1	1	DC4～20mA		%	0.0～100.0	○	○				○											○	○						○										
	○ 入口ゲート状態	1	1	1	無電圧連続a接点				○					○					○									○				○			自動⇄手動							
	○ 入口ゲート状態	1	2	2	無電圧連続a接点				○					○					○									○				○			全開⇄全閉							
	○ 入口ゲート状態	1	2	2	無電圧連続a接点				○					○					○									○	○	c		○			開中、閉中							
	○ 入口ゲート故障	1	1	1	無電圧連続a接点				○					○					○												BZ		○		故障							
	横揺き式除塵機操作	1	3	3	無電圧連続a接点							△																							正転、停止、逆転							
	横揺き式除塵機水位計	2	1	2	DC4～20mA		EL.m	**、**～**、**	○	○				○					○						○	○						○			上流、下流水位							
	横揺き式除塵機水位差異常	1	1	1	無電圧連続a接点				○					○					○									○				BZ		○		スクリーンの目詰まり						
	横揺き式除塵機状態	2	1	2	無電圧連続a接点				○					○					○									○					○			自動⇄手動						
	横揺き式除塵機状態	2	1	2	無電圧連続a接点				○					○					○									○	○				○			動作中						
	横揺き式除塵機状態	2	1	2	無電圧連続a接点					○				○					○														○			非常停止						
	横揺き式除塵機故障	2	1	2	無電圧連続a接点				○					○					○									○				BZ		○		故障						
	カメラ映像	1	1	1	IP画像																																					
	カメラ操作	1	1	1	無電圧瞬時a接点								○																													
	移設水位計	1	1	1	DC4～20mA		EL.m	**、**～**、**																												犬山頭首工（余水吐）の管理設備						

【別添1 管理項目表】

○：監視・制御、△：機側操作盤操作(現場)

[illegible]

(※1) 可聴警報凡例 C:チャイム、BZ:ブザー、BL:ベル
(※2) 一括表示

(別紙)

新濃尾（二期）地区

小水力発電ゲート設備製作据付工事

工 事 数 量 表
【第1回変更】

東海農政局
新濃尾農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
1. 工場製作					
(1) 入口ゲート	起伏ゲート				
扉体工	純径間4m×呑口高2.7m	門	1	1	
戸当り工	ステンレス製	門	1	1	
開閉装置工	油圧シリンダ式	式	1	1	
トルクチューブ	SUS304、主軸、端軸、エンドプレート	基	1	1	
トルクアーム	SUS304	基	1	1	
軸受	1000×650×400オリスφ380×φ420×100、シール材含む	個	1	1	
軸受	600×400×300オリスφ180×φ210×50、シール材含む	個	1	1	
油圧ユニット	14MPa、11kw、400L、油圧ホース付、アキュムレータ付き	基	1	1	
油圧シリンダ	φ300×950ST、油圧ホース付き	基	1	1	
開度発信機	シンクロ式水中型（SUS製）	台	1	1	
(2) 予備ゲート					
戸当り工	ステンレス製	門	1	1	
(3) スライドゲート					
スライドゲート（内ねじ式）	SUS製、B500×H500、ハンドル付き、アンカー付属	門	1	1	
(4) フラップゲート					
フラップゲート	SUS製、φ500、アンカー付属	門	1	1	
(5) 刃型堰					
刃型堰	SS製、H220	門	-	1	
(6) 構成付属設備工					
油圧配管ステップ	SUS製	台	-	1	
(7) 電気設備工					
入口ゲート操作盤	鋼板製屋内閉鎖自立型	面	1	1	
流量計	超音波式流量計、4測線	台	-	1	
(8) 工場塗装工		式	1	1	
2. 現場据付					
(1) 輸送費	工場製作品の運搬費	式	1	1	
(2) 入口ゲート		式	1	1	
(3) 予備ゲート		式	1	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
(4) スライドゲート		式	1	1	
(5) フラップゲート		式	1	1	
(6) 刃型堰		式	1	1	
(7) 電気設備工		式	1	1	
電気設備		式	1	1	
配管工	波付硬質合成樹脂管 φ 80	式	-	1	
配管工	波付硬質合成樹脂管 φ 65	式	1	1	
配管工	波付硬質合成樹脂管 φ 50	式	-	1	
配管工	波付硬質合成樹脂管 φ 40	式	1	1	
配管工	波付硬質合成樹脂管 φ 30	式	1	1	
配管工	ステンレス電線管S54	式	-	1	
配管土工	掘削、埋戻	式	1	1	
電気配線	CV60mm2-3c	式	-	1	
電気配線	CV22mm2-3c	式	1	0	
電気配線	CV14mm2-2c	式	1	1	
電気配線	IV8.0mm2	式	-	1	
電気配線	IV5.5mm2	式	-	1	
電気配線	VCT3.5mm2-5c	式	1	0	
電気配線	CVV2.0mm2-5c	式	-	1	
電気配線	CVVS2mm2-5c	式	1	0	
電気配線	CVVS2mm2-2c	式	-	1	
電気配線	CVVS2mm2-20c	式	-	1	
電気配線	FCPEV0.9×5P	式	-	1	
電気配線	エアチューブ	式	-	1	
電気配線	5C-2WAE	式	-	1	
電気配線	CVVS2mm2-10c	式	1	0	
(8) 油圧配管工					
入口ゲート油圧配管	SUS304TP Sch80 32A	式	1	1	
ハンドホール設置工	T-25、600×600×900型、土工有	基	6	0	
配管土工	掘削、埋戻	式	1	1	

工 事 数 量 表

[illegible]